オーストラリアにおける障害者権利条約批准と特別教育の方向

玉村公二彦 (奈良教育大学 学校教育講座(特別支援教育)) 片岡美華 (鹿児島大学 教育学部)

Reforming the Special Needs Education in Australia based on the Ratification of UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities

Kunihiko TAMAMURA
(Nara University of Education, Department of Special Needs Education)
Mika KATAOKA
(Kagoshima University, Faculty of Education)

要旨: オーストラリアは、2008年、国連の「障害のある人の権利に関する条約」に批准をした。すでに、1992年には、「障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act: DDA)」を制定しており、障害に基づく差別を禁止し、社会参加を促進する方向がとられてきた。このDDAは、2009年に修正され、障害に関して「国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health:ICF)」に基づく柔軟かつ広義のとらえ方を採用した。教育施策においては、2005年に制定された「教育における障害基準(Disability Standards for Education 2005)」が、各州の教育に関する法令や教育プログラムに影響力をもち、また、教育上の「合理的調整(reasonable adjustment)」についても述べている。こうした連邦の動きと呼応し、各州においても教育施策の見直しが行われた。とりわけクィーンズランド州では、1990年代後半から2000年代初頭にかけて整備してきた特別なニーズのある児童生徒への支援施策についての見直しを行い、2004年には、インクルーシブ教育改革への提言を行った。本稿では、オーストラリアにおける、インクルーシブ教育の現状と合理的配慮の考え方について、主にクィーンズランド州の教育施策の変革を中心にとりあげ、検討を行った。

キーワード: 障害者権利条約第24条 (UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities, article 24 education)、インクルーシブ教育 (inclusive education)、合理的配慮 (reasonable accommodation)、合理的調整 (reasonable adjustment)、オーストラリア (Australia)

1. はじめに

2013年、国会では「障害のある人の権利に関する条約」 (以下、障害者権利条約)の批准の審議がなされ、11月 19日衆議院本会議において全会派の賛成で承認される とともに、参議院に送られた。11月28日には参議院防衛 外交委員会において参考人の意見陳述が行われ、12月3 日の外交防衛委員会にて審議され、12月4日には参議院 本会議で承認された。この障害者権利条約の批准に向 けて、障害者基本法の改正、障害者総合支援法そして 障害者差別解消法などの法制度の改善が進められてき たが、教育分野では、2007年度より開始された特別支 援教育のあり方が検討され、中央教育審議会において、 2012年7月、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教 育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」 が出された。そこでは、就学指導の改善、基礎的環境 整備と合理的配慮、多様な学びの場の整備及び教職員 の専門性の向上についてまとめられているが、障害者権 利条約の批准に焦点をあてた、文部科学省の対応として 今後の具体化のあり方が検討される必要がある。

ところで、2006年12月に国連総会において採択された障害者権利条約は、2008年5月に国際条約として発効した。国連では、障害者権利委員会が設置され、批准各国からの報告の審議などがなされるとともに、締約国会議の開催において情報交換が定期的に行われている。この条約の批准は、2013年12月1日現在で、138ヵ国となっている。障害者権利条約の第35条では、「各締約国は、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する」とし、報告の義務を課している。さらに、第36条では、障害

者権利委員会での報告の検討が規定されており、「当該報告について、適当と認める提案及び一般的な性格を有する勧告を行う」こととされている。

オーストラリアは、この障害者権利条約に、2007年3月 に署名し、2008年7月には条約そのものに批准するととも に、その1年後の2009年9月には条約選択議定書も批准 している。オーストラリアでは、1992年には、障害者差 別禁止法 (Disability Discrimination Act: DDA) が制 定され、それに基づいて、2005年、「教育における障害 基準 (Disability Standards for Education 2005)」が策 定された。この「基準」は各州の教育に関する法令や教 育プログラムに影響力をもつことになった。さらに、障害 者差別禁止法 (DDA) は、2009年に修正され、障害に 関して国際生活機能分類 (International Classification of Functioning, Disability and Health:ICF)」に基づく 柔軟かつ広義のとらえ方を行うととともに、「合理的調整 (reasonable adjustment)」(障害者権利条約における「合 理的配慮 (reasonable accommodation)」と同等のもの) 規定の強化を行ってきた。本稿では、オーストラリアに おける障害者権利条約の批准と教育施策の改革につい て、障害者権利委員会報告を手がかりとしながら、障害 のある子どもの教育を受ける権利の状況や教育上の「合 理的調整」について検討していくものとしたい。

2. オーストラリア連邦における障害者権利条約の批准と障害者権利委員会への報告

2.1. 人権条約の位置づけと障害者権利条約の批准

オーストラリア連邦憲法は、連邦の権限の多くを州の権限と複合させているが、米国やカナダの憲法に比べより州権に優位性を保持させたものとなっている。教育に関しては、各州に権限があり、州の管轄である。連邦の教育への関与は限定的なものとなっている¹⁾。連邦は、オーストラリア全体として、国際的な条約を批准しているが、国際条約は国内法と同様の効果を及ぼすものとなるので、国際人権規約や子どもの権利条約などによって、教育の管轄責任をもつ州に対して連邦の関与が求められることになる。

同時に、オーストラリア連邦憲法は、自由権や人権を体系的に規定した条項を有していないこともあって²、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、そして障害者権利条約などの国際人権条約の批准はそのまま連邦全体の人権の規定として適用され、法整備なども含めて施策が進められる。例えば、子どもの権利条約の批准により、教育の権利の確立や学校の運用などにおける子どもの権利について連邦政府が関与することとなる。

障害分野では、1986年連邦障害者サービス法が成立し、それを起点に、1991年には州政府による障害施策に関する合意がなされ、障害者サービスは雇用やい

くつかのプログラムを除いて州政府によって担われていく。例えば、1993年には、西オーストラリア州やノーザンテリトリーなどでは障害者サービス法が制定されていく。同時に、連邦レベルでは、1992年障害者差別禁止法が制定され、雇用や生活上での障害に基づく差別の禁止が図られることとなる。1993年には、連邦障害者サービス基準を示し、連邦政府は、障害方略(Disability Strategy)を策定し、オーストラリア全体の障害施策の進展を行っていく。

21世紀にはいって、障害者権利条約の成立過程と並行して、連邦レベルでは、1992年障害者差別禁止法のもとでの「教育における障害基準 (Disability Standard for Education)」の制定 (2005年)などがなされ、就学、教育への参加、カリキュラム開発、評価、指導方法、支援サービス、ハラスメントなどにおける大枠の基準の策定をおこなってきた。それらの努力の中で、2006年12月の国連・障害者権利条約の採択を受け、国際的にも早い段階で、2008年、条約本体を、さらに、2009年、選択議定書をそれぞれ批准し、世界各国と共に障害のある人の平等と積極的な社会参加の促進へ努力を行うことを示した3。

2.2. 障害者権利委員会への報告-第24条を中心に

連邦政府は、2010年12月、国連・障害者権利委員会に、最初の報告を提出している。それを受けて、障害者権利委員会では、第9回のセッションにおいて審議が開始され、報告書に対する補足、非政府組織からの報告などをうけつけ、2013年9月、第10回のセッションにおいて審議がなされている4。障害者権利委員会への連邦政府報告において、障害のある子どもと教育は以下のような記述となっていた。

教育 (第24条)

140 すべてのオーストラリアの子どもは、障害のある子どもを含めて初等中等教育に参加する資格を持っている。5歳から20歳までの障害のあるすべてのものの学校への就学状況は、1981年の72%から2003年の80%へと上昇した。学校に在籍する5歳から20歳の重度ないし最重度の制約のあるものの割合は、1981年の81%から2003年の89%までに上がっている。

1. 教育における障害基準

141 障害者差別禁止法のもとで、教育において障害のある人に対する差別は違法である。2005年の教育のための障害基準は、障害者差別禁止法の下で定式化され、同等のアクセス、サービス、設備に対する権利とともに、障害のある生徒が差別なく教育と訓練に参加しうる権利が確立された。

2. 公立学校

142 オーストラリアは、障害のない他の子どもたち

との平等を基礎に、広範な障害のある子どもたちに対して質の高い教育を享受させるという課題を認識している。すべての州とテリトリーは障害のある生徒に障害のない生徒と平等を基礎とした教育的到達を可能とするように特別な支援を提供しており、障害のある生徒の全面的な可能性を発揮させるよう援助している。

143 障害のある生徒は、通常学級、通常学校内のサポートクラス、特別学校のいずれかに在籍している。2003年には、82,400(45%)の知的障害のある生徒が、通常学級に在籍しており、70,200(38%)が特別学級に在籍し、31,500(17%)が特別学校に在籍している。知的障害のない障害児(しかし、精神医学的、脳外傷ないし身体的/多様な障害がある)の95%、感覚障害/言語障害のある生徒の77%は通常学級に在籍している。各州とテリトリーは、学習とサポートニーズを満たすよう合理的配慮を提供している。例えば、

- (a) ニューサウスウェールズにおいては、その地域において、例えば、早期対応の専門性をもつ訪問教師、聴覚障害や視覚障害、自閉症や行動障害について特別な専門性を持つ訪問教師が、障害のある生徒と学級担任の支援ができるよう配置されている。地域の支援の職員(人材)は、障害のある生徒の学習プログラムの計画化とアセスメントについて助言をし、合理的調整を通してカリキュラムにアクセスするような適切な支援に関する情報を提供している。
- (b) ヴィクトリアの学校では、点字の知識と技能をもつ付加的な巡回教師の活用を通して、視覚障害の生徒に特別な措置をおこない、教材を代替可能な形態にしたり、補助的テクノロジーを提供するとともに、学校のスタッフの継続的なトレーニングを可能としている。
- (c) クィーンズランドでは、教育調整プログラムは、目標を明示した財政支援を提供し、障害と重要な教育的な支援ニーズのある生徒へのサポートを行っている。読み書き(プリント文字)の障害のある生徒には、代替形態の図書や点字出版物サービスが、教科書や学習教材を代替的な形態に翻訳し、学校における貸し出しを行っている。手話やサインのコミュニケーションを必要とする、ろうと聴覚障害の生徒へのサポートは、通訳者として働き、オーストラリア手話言語のモデルとして働く教師の補助者を提供している。
- (d) 西オーストラリアでは、広範な教授・学習への 適応を広げるような柔軟で応答的なカリキュラムに焦 点があてられている。カリキュラムの提供の調整は、 コミュニケーション技術やサイン言語を含んでいる。
- (e) 南オーストラリアにおいては、障害のある生徒が、カリキュラムにアクセスすることができ、教育的な活動に全面的に参加することを確保するよう、スタッフ

への支援を提供する広範なサービスを提供している。これらのサービスには、障害コーディネーター、心理・教育サービス(幼児期)、ガイダンスコーディネーター、聴覚サービスコーディネーター、スピーチセラピストを含んでいる。

3. 私立学校

144 私立学校(non-government schools)は、部分的に連邦及び州政府によって資金提供され、通常は、私立学校への授業料が求められる。私立学校への障害のある生徒のための政府の補助金は、リテラシー・ニューメラシーと特別な学習ニーズ・プログラム(Literacy, Numeracy and Special Learning Needs Program)を通して提供されている。

(以下略)

2.3. パラレルレポート(シャドウレポート)

連邦政府の障害者権利委員会への報告とともに、委員会での検討の資料となるものは、非政府組織(NGO)によるパラレルレポートである。もっとも総括的なレポートは、障害者権利擁護団体8団体によって組織された「障害者権利条約市民社会レポートグループ(The CRPD: Civil Society Report Project Group)」のレポートである5。障害者教育に関する現状については以下のような批判を行いつつ、要求と勧告を具体的に示した。

「教育(第24条)

オーストラリアにおいては、通常教育システムにおける教育が障害のある児童生徒に利用可能になることが確保されていないことが、障害のある児童生徒が、オーストラリア社会の経済的、文化的政治的生活に全面的に寄与するための可能性をむしばんでいる。訓練された教師の少なさ、障害サポートへの不適切な財政支援、インクルーシブ教育への良心的な関与の不足、州政府の教育行政によるリーダーシップの問題が、教育の分野において重大な組織的な欠陥をもたらしている。効果的でインクルーシブな教育のなさが、隔離的な特別学校への継続する要求につながっており、子ども時代とその後の成人の生活のその他の分野におけるインクルージョンのための可能性を制約している。

オーストラリア政府 (州政府も含めた) が、強力なリーダーシップをとり、インクルーシブ教育における良質な実践につながるような改革のための資源の提供を行うことを求めるものである。」

パラレルレポートでは、隔離的な傾向の継続を指摘し、 通常教育における合理的調整の提供がなされていないと いう問題が提起されている。

障害者権利委員会におけるオーストラリアからの報告

は、連邦政府からの最初の報告であることから総括的なものとなっていた。もっとも報告において残念ながら課題を残したのは、古い統計に依拠せざるを得なかったことであり、批准後の法改正やレビューなどの詳細を反映できていないことであった。それは、パラレルレポートも同様であった。障害のある子どもや障害のある人たちの教育の現状と課題について詳らかにしたものでは必ずしもなかったといえる。しかしながら、その中でもっとも注目すべきは「教育における障害基準」の存在であり、その実質化が中心的論点になってくるものと推察される。

3. 「教育における障害基準」における「調整」及び「合理的調整」

1992年の障害者差別禁止法では、第22条及び第23条において、教育が規定され、入学許可や構内へのアクセスについて、障害に基づいた差別を禁止している。その後、障害者差別禁止法における教育条項をよりいっそう明確にするために、教育のための障害基準の策定が模索され、2005年、この基準が合意・制定された。この基準は、全11パートによって構成されている。各パートは、①前文、②重要な用語の説明、③合理的調整の実施、④登録・入学のための基準、⑤参加のための基準、⑥カリキュラム開発・認定と提供のための基準、⑦児童生徒支援サービスのための基準、⑧ハラスメント・虐待についての基準、⑨障害のある人の関係者の取り扱い、⑩除外規定、⑪レビューのそれぞれとなっている。

教育基準の中で大きな位置を占めるのが、「合理的調整」のパートである。これは、学習者のニーズと関係者の利害のバランスを考慮して、調整を行うものであるが、重視される点としては、学習者の障害の特質、学習結果の達成、コースやプログラムへの参加、自立的な運用のために、その調整が学習者の能力に与える影響、調整を行うための費用と利益があげられている。

この「合理的調整」のパートは、より詳細に見ると、「調整 (adjustments)」「合理的調整 (reasonable adjustments)」「過度の負担 (unjustifiable hardship)」のそれぞれの内容が含まれており、「合理的配慮」の提供にいたるのは、次の3段階が想定されている。

第1段階:「調整」

他の児童生徒との平等を基礎として、障害のある児童 生徒への教育機関への入学許可と就学、コースやプログ ラム、設備やサービスなどに関連して、教育の提供者に よって採られる方策ないし行動の内容が検討される。

第2段階:「合理的調整」

第1段階で行われた調整が関与する者とのバランスを保つ上で、合理的(reasonable)であるかどうかの査定を行う。合理的であれば「合理的調整」とみなされる。その際、以下の項目が考慮される。

- a. 対象児の障害
- b. 当事者並びにその同輩の見解

- c. 調整の効果 学習が達成できる能力への効果、コースやプログラムに参加できる能力への効果、自立への効果
- d. 周囲の者への影響
- e. 費用や利益

第3段階:「過度の負担」の検討

第2段階において「合理的調整」とされた内容について、過度の負担がないか検討される。過度の負担であると訴えがあった場合には、教育提供者は、費用面や他のリソースについての可能性を考慮する。

この3段階のプロセスでは、調整の適切性を、学習者・関係者と教育提供者が協議を通して検討し、提供していくこととなるが、それは、適切な時間内(reasonable time) に行わなければならない。「教育における障害基準」では、一般的に合理的調整を提供することを求めているが、「合理的でない調整」を求めているわけではない。過度な負担が認められないにもかかわらず合理的調整を行わないのは差別に当たるとみなされる。

このような合理的調整の具体化は、権利条約の批准を踏まえて、2009年7月に「障害差別とその他人権法に関する改正法 (Disability Discrimination and Other Human Rights Legislation Amendment Act 2009)」としていっそう強化された。2009年障害者差別禁止法改正は、主要には以下のような内容を持っている⁶。

- ① 権利条約の認識と批准への対応
- ②「障害」の定義の拡張
- ③「差別」の定義の拡張
- ④「合理的調整」の概念の明確な挿入
- ⑤ 障害のある人の関係者の独立条項化
- ⑥ 補助動物と関連する規定の位置づけ
- ⑦「正当化できない負担」の定義と抗弁に関する規 定
- ⑧「障害に関する基準 (Disability Standards)」の策 定と運用
- ⑨「特別措置 (special measures)」規定の運用の明確化のための修正

このような障害者差別禁止法の改正とともに、2012年には「教育における障害基準」のレビューも行われている⁷。

4. クィーンズランド (Queensland)州の場合ーオーストラリアにおける州の取り組みの事例として

4.1. クィーンズランド州における障害児教育の改善

クィーンズランド州は、オーストラリアの北東部に位置する人口46万3千人(2012年2月現在)の州であるが、教育については、「2006年教育(一般制度)法(Education (General Provisions) Act 2006)」で規定されている。障害に関しては、「1991年差別禁止法(Anti-Discrimination Act 1991)」「1999年子ども保護法(Child Protection Act 1999)」「2006年障害者サー

ビス法 (Disability Services Act 2006)」といった関連法が制定されている。「2006年教育 (一般制度)法」では、障害に関する内容として特別学校の設置や、特別教育の無償制、入学についての条項が通常教育と並列して述べられている。クィーンズランド州の特別教育の施策としては、連邦の「教育における障害基準」に基づく「2005年インクルーシブ教育声明 (Inclusive Education Statement-2005)」や、教育政策文書「インクルーシブ教育 (CRP-PR-009 Inclusive Education)」が重要であり、全体としてインクルーシブ教育の推進の方針がとられている®。

4.2. インクルーシブ教育施策

これまで、クィーンズランド州では、特別学校、特別 学級・教室 (special class/unit)、通級、通常学級とい うような場が用意されていた。しかし、インクルーシブ 教育の推進により、一部の特別学校を除き、ほとんどの 児童生徒が通常学級で過ごすようになった。インクルー シブ教育の推進については、2005年以降、その方針が 伝えられており、2008年には教育政策文書CRP-PR-009 (Education Policy and Procedures Register CRP-PR-009) でも定められることとなった。これに伴い、以 前の関連教育政策文書は廃棄された。例えば、小学3年 生以上を対象とし、学習上、困難を経験している児童の 教育的ニーズを明確にし、そのニーズに対する支援計画 を考えるためのアセスメントツールとなった「アプレイズメ ント(Appraisement)」の手続きは廃止となり、「学習障害」 と「学習困難」などの用語を使用しないことにまでも影 響が及んでいる%。また、「ADHD」についても制度上に おいては用いられていない。こうした用語の使用法の変 更は、LDやADHDを定義やカテゴリーにとらわれずに、 多様性 (diversity) の一つに含めた (include) ことを意 味し、肯定的側面もないわけではない。また、これらの 用語を使わないものの、学習面や行動面で"challenged" である児童生徒は、インクルーシブ教育の下で適切な対 応をうけることとなっていることから、決して無視されて いるわけではない10)。しかし、これまで各校を巡回して いた心理指導員(guidance officer) による心理検査は 廃止され、診断書を含む詳細なアセスメントが必要な場 合には、現在、保護者が直接、外部の心理士や医師に 依頼する形となっており、費用や学校との連携といった 面からも課題が見えてきている。このため保護者からは、 相談先がわかりにくいことや、支援内容の不明瞭さから 不安視する声が聞かれる。

そもそも、州政府が考えるインクルーシブ教育とは、障害のみならず、文化的、言語的、社会的背景の違いにも目をむけ、より広く対象をとらえていることが特徴である。具体的には、「2005年インクルーシブ教育声明」は、「不利益に異議を唱え、社会的不当に立ち向かう学習環境を育てること」、「疎外されたり周辺に追いやられたり

する者のために、実態把握と学習面におけるバリアの減少を通してすべての児童生徒の教育的、社会的成果を最大限にすること」、「すべての児童生徒に、多様性の価値と理解を確実に行うことにより、平等で民主的な国際社会への積極的な参加のための知識とスキルをつけること」の三点を挙げている。とりわけ、先住民、障害のある児童生徒、要リスク群、優秀児への教育に対しては、優先度を高くして支援に取り組んでいる11。

インクルーシブ教育の実践においては、(A) 学校における計画、(B) カリキュラム、アセスメント、レポート、(C) 教員研修、(D) 保護者、(E) 地域の5項目に分けて具体的に示されている。たとえば(A) では、児童生徒の実態を行動面、参加状況、学業成績等から把握し、適切に教育調整をすることや、安全で支持的な学習環境を作り出すこと等が示されており、教育支援計画の作成についても触れられている。(B) については、すべての児童生徒に対して大きな期待を持つことを前提として、学習への参加やカリキュラムの作成、リソースや支援の提供、カリキュラム等の調整や支援技術の活用等が例示されている。(C) では、教員として教え方を高めることや法令や支援技術について学ぶことが求められており、(D) (E) 合わせて、多様性への理解を深めることなどが明記されている¹²。

4.3.インクルーシブ教育と障害児への調整

障害のある児童生徒への調整は、実態把握によって得られた障害等による教育的ニーズに対して講じられるが、州が定めた「障害のある児童生徒のためのガイドライン(Guidelines for Students with Disabilities)」にそって手続きが進められる。ここでは、学校全体で障害のある児童生徒の教育的ニーズに応えていくための調整として、①柔軟な時間割や学級編成、計画化のための時間設定、支援チームの結成といった学校組織の調整、②カリキュラム編成とカリキュラムの実行、評価の調整、③専門家の配置や支援技術の提供、④ピアサポート、ピアチューター、特別に設定されたプログラムなど学校全体での支援、⑤専門家によるサポート提供、⑥個別の計画(たとえば行動支援計画、ヘルスケア計画)、⑦物理的環境(段差や手すり)の改修などが例示されているい。

さらにクィーンズランド州では、この間、就学への移行期の支援整備が整えられてきたが、2007年には「入学準備に向けて(Set for Prep)」というガイドラインがだされ、障害がある場合には、個別教育計画の作成を要求するなど、移行期の支援の連携が強化された。なお、個別教育計画は、1年生から12年生までの作成義務はないが、2009年10月より「個別の児童/生徒計画(Individual Student Plan)」の作成が定められることとなり、個々の学習目標の設定、カリキュラム調整の実体化、カリキュラムを実行するための方略化が詳細に記述されることと

なった¹⁴⁾。また、義務教育が終わる10年生に対しては、 「高校教育と訓練計画 (Senior Education and Training Plan)」の作成義務を課している。

ところで、インクルーシブ教育には、障害のある児童生徒が含まれているが、もしその障害が、州が定める6障害種(自閉症スペクトラム、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、言語障害、視覚障害)のいずれかである場合、通常のサービスに加えて、特別支援教育プログラムと追加的サービスの対象となる。彼らを担当するのは、障害サービス支援部(Disability Service Support Unit)であり、ここでは、障害、コミュニケーションにおける特別なニーズ、健康上の特別なニーズのある児童生徒に対してインクルーシブ教育実践に関すること、カリキュラムに関することや法令と実践の調整に関する支援を提供している。

6 障害種の児童生徒に対しては、2005年より導入された「教育調整プログラム (Education Adjustment Program: EAP)」が提供される。この2009年改訂版によると、EAPは、障害のある児童生徒 (入学準備生から12年生)の教育的ニーズを把握し、それに応えるための「調整」が行われる 15 。

4.4. 特別学校への就学と特別学校の位置

クィーンズランド州における障害のある児童の就学については、「最も近い適切な学校」に就学をすることが基本となっている。ただし、学校規模や入学管理計画により、学区外の学校や二重籍(公立校とその他の学校というように2つの学校への入学; dual enrolment)が認められる場合もある。「教育(一般制度)法」においても、特別学校の設置が規定されていることから、インクルーシブ教育の文脈においても特別学校の役割は存続している。しかしながら、歴史的には、肢体不自由や盲・聾などの特別学校があったが、クィーンズランド州においては、基本的には知的障害のある児童生徒を特別学校の対象としている。

「2006年教育(一般制度)法」に基づく教育大臣方針として公布された州立特別学校への就学のための基準では、次の要件を有するものを特別学校の対象とするとしている。

- ① 1992年障害者差別禁止法によって定義された障害 を有すること
- ② 知的障害を含む重度障害を有すること
- ③ 特別教育を受ける以外には、その人が相当の発達 のレベルに到達する可能性がないものと思われる こと
- ④ その人の教育プログラムが、当該の人のための措置の適切性を考慮した際に、特別学校において最も良く提供されること

なお、就学を決定するものは、最大限の慎重さをもって、基準を満たしているかどうかを判定することが特別

に留意されている。知的障害は、知的機能と適応行動において障害を持つことによって特徴づけられる。その子どもの認定された機能のレベルは、学校における活動の制限、参加の制約において重大な教育上の調整を求めるものとなるものである。

調整とは、連邦の教育のための障害基準」に基づいて、他の児童生徒との平等を基礎として、障害のある人の参加を援助するためにとられる方策ないし行動とされるが、特別学校の場合は「重大な教育上の調整 (significant education adjustments)」として、次の3点の検証が必要となる。

- ① 意図されたカリキュラムにアクセスし、それに参加するためには、教育上の調整が、すべての他の児童生徒にとって利益があるが、その当該の人にとっても、本質的なものであること
- ② 認定された機能障害と当該の児童生徒に対して特定で、的を絞ったものであること
- ③ 求められる調整の範囲、幅、頻度、複雑さなどを含むものであること

そして、特別学校への就学に際しては、「高度に個別化されたプログラム (highly individualized program)」の作成が必要とされるが、その内容には、次のようなものを含むとされている。

- ・個別化されたカリキュラムと個別学習計画
- ・アセスメント
- ・特別な教授
- ・重大な教育上の調整
- ・補助代替的コミュニケーションや、集団学習と1対1 での学習、療育プログラム、特別な健康保持のた めの管理を含む支援とモニタリング

クィーンズランド州においては、2012年現在、50の州立特別学校が存在しており、教育と共に、センターとしての役割を果たしているが、障害のある子どもの発達を優先したカリキュラム編成と指導のあり方、その実践的有効性が示されることによって、障害のある人にとっての積極的措置としての役割を果たすことが実証されると言えよう。

5. むすびにかえて-国連・障害者権利委員会のオーストラリアへの勧告

国連・障害者権利委員会は、オーストラリアの初回の報告への結論として、第24条教育について次のような指摘とともに、いくつかの点を勧告している¹⁶。

45 委員会は、教育のための障害基準が平等を基礎として教育にアクセスすることを保障しているとはいえ、障害のある生徒は、特別学校への措置が継続されており、また、多くのものが、特別学級ないしユニットに閉じ込められていることを懸念している。委員会としては、通常学校に在籍する障害のある生徒が合理的配慮の欠

如によって、標準以下の教育を受けていることをさらに 一層、懸念している。また、委員会は、中等学校を修了 する障害のある生徒の割合が、障害のない生徒の半数 であることについても懸念している。

- 46 委員会は締約国が、次のことを行うよう勧告する。
- ①教育における必要な質の合理的配慮を提供するための努力を確立すること
- ②現在の教育におけるインクルージョンの方針の有効性、そして教育における障害基準が各州やテリトリーにおいて実施されている範囲について調査を 実施すること
- ③すべてのレベルでの教育と訓練において障害のある 生徒の参加と修了の割合を増進するよう目標を設 定すること

障害者権利委員会へのオーストラリアの報告は、概括的なものにとどまっており、教育に関しても概要を示したにとどまっている。確かに、ニューサウスウェールズ州などのように、特別学校への在籍児童生徒が4倍にも増加しているところもあれば、ヴィクトリア州のようにインテグレーションの方針の蓄積のもとインクルージョン政策の進展をみせているところもある。今後、各州の教育改革の進展をモニタリングしつつ、インクルージョン方針との関係で、特別学校、特別学級・教室などの位置づけの再検討、通常学校での合理的配慮(条件整備)の整備状況、特別な指導とカリキュラムの検討、リーディングリカバリー等の通常教育として組み込まれた支援の充実などについても検討していくことが求められる。

- 1) 山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲 法事情3』国立図書館調査及び立法考査局、2003 年12月.
- 2) 同上論文
- 3) オーストラリア連邦政府の障害者権利条約批准については、以下のURL参照。
 - http://www.ag.gov.au/RightsAndProtections/ HumanRights/Pages/UnitedNationsConventiono ntherightsofpersonswithdisabilities.aspx(accessed on first of December .2013)
- 4) オーストラリア政府からの報告、パラレルレポート等の資料および国連障害者権利委員会第10回セッションの内容については、以下のURL参照。http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=883&Lang=en. (accessed on first of December .2013)
- 5) Disability Rights Now: Australian civil society shadow and baseline report to the UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities, June 2012.
- 6) この改正の内容については、玉村公二彦「障害者権

- 利条約における「差別の禁止」と法制度整備の課題」(『リハビリテーション研究』No.142、2010年3月) に詳細を示している。
- Australian Government(2012) Report on the Review of Disability Standards for Education 2005.
- 8) 片岡美華「オーストラリアのインクルーシブ教育の展開と教育支援施策」渡部昭男編『日本型インクルーシブ教育システムへの道』三学出版、2012年。
- 9) 「学習困難」「学習障害」へのオーストラリアでのアプローチについては、玉村公二彦・片岡美華 (2006) 『オーストラリアにおける「学習困難」への教育的アプローチ』文理閣.参照。
- 10) 片岡美華「オーストラリアのインクルーシブ教育施策 と合理的調整」『障害者問題研究』39(1), 2011.49-53.
- 11) Education Queensland (2012) http://education. qld.gov.au/ (accessed on 29th February. 2012)
- 12) 同上URL
- 13) Queensland Government. (2009). Guidelines for students with disabilities.
- 14) 片岡美華「オーストラリアのインクルーシブ教育施策 と合理的調整」『障害者問題研究』 39(1), 2011.49-53.
- 15) Queensland Government. (2011). Education Adjustment Program handbook.
- 16) Concluding observations on the initial report of Australia, adopted by the Committee at its tenth session (2-13 September 2013) http://tbinternet. ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/ SessionDetails1.aspx?SessionID=883&Lang=en. (accessed on first of December. 2013)